



ユニ総合計画の グリーンレポート

1級建築士
不動産コンサルタント 秋山英樹

142号

発行日2020年11月

「米国のバリアフリーからつかむ住環境の考え方」

バリアフリーというと何を思い浮かべるでしょうか。ほとんどの方が、高齢者の住まいで段差がなかったり、手摺りがついていたたり・・・そのようなイメージだと思います。

このように、日本では高齢者が安全に生活できるためのバリアフリーとして広く普及してきましたが、実はバリアフリーの先進国のアメリカではベトナム戦争で傷ついた軍人を如何にして社会復帰させるかという社会政策から始まったのです。

戦争はいつの時代でも悲しい出来事ですが、敵対国の軍人を死亡させるよりも、負傷させる方が相手国の国力を弱められます。1人殺せば敵国の戦力が1人分弱まりますが、1人負傷させれば、その人の介護に1人以上の人が必要で、その分戦力が弱まり、同時に負傷者の食料等を含めたエネルギーも必要です。このように戦争では敵国の兵士の殺戮よりも、負傷させる方が有利なのです。

アメリカでは長期にわたるベトナム戦争でかなりの負傷兵が帰還し、彼らの社会保障費が膨大になってしまったのです。そこでADA法という法律が1990年7月に制定されスタートしたのです。

アメリカでは1964年に、人種・肌の色・信仰・性別または出身国による差別を非合法と規定した公民権法がつけられましたが、障害を持つ者に対する差別に関する規定はありませんでした。ADA法により障害者は公民権法により保護された者と同様に差別からの保護を与えられました。

ブッシュ大統領に署名を促したリーダーの一人が、「この法律を実際に活かすには、かなり膨大な金額が必要になるだろう。だが、それにより働ける障害者が増えれば、今まで扶助的な支出を要していたマイナス分が減る一方で、逆に納税者にとってプラスになるので、立派にペイできる筈」と説得したように、障害者を保護する政策より、社会復帰させる政策は当初の支出は大きいですが、結果的にはペイするという合理的な考えです。

この考え方は、日本においても高齢化社会でのインフラの整備だけでなく、住空間の考え方にも役立つと思われるので少し説明してみます。

ADA法は次の4つの柱から成り立っています。

- ①雇用：従業員15人以上の事業体は採用・解雇・報酬・昇進等の雇用で障害者を差別しない。
- ②交通・運輸：バス・鉄道などの車両は車いす利用者を含む障害者が容易に利用可にする。

③公共施設：不特定多数の人が利用する施設は設備・サービスで障害者を差別してはならない。

④電話通信：文字式電話を使う聴覚・言語障害者と一般の電話利用者の双方向通信を保障する。

以上の規定に違反した者については厳しい罰則規定が設けられているのです。

ADA法を順守するには企業はお金がかかりますが、アメリカでは公民権法を基本に平等思想が広く浸透しており、企業の公共性や社会的責任が厳しく問われ、規定に違反すれば提訴されます。

日本においても「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が、平成18年12月20日に施行され、公共施設・公園や旅客施設の新設又は改良時には、移動等円滑化基準への適合が義務化されますが、既存施設については、基準適合の**努力義務**なのです。

法律の名称から分かるように「障害者、高齢者等の・・・」でなく「高齢者、障害者等の・・・」と高齢者が先に挙げられており、これから本格化する高齢化社会に向けての施策なのです。

ADA法が障害者の自立と社会復帰を考えているように、年寄りをいたわるといふより、いかに自立させ続けられるかを基礎に考えると、次のような少し違った住宅のあり方がみえてきます。

■多少の不便さをつくる。

何の不便さも感じないような生活だと、動くことさえ少なくなり力が衰えます。そのためには、

①トイレは居間（通常いるところ）からなるべく遠くに離れた場所に配置するが、寝室には近い。

②物干しスペースは必ずつくる。

③一箇所は10～15cmの段差を室内に設ける（将来の寝たきりのことを考えると居間がよい）

■気づきを忘れさせない環境をつくる

①IHのレンジは安全ですが、熱い事を忘れさせてしまいます。IHが稼働時は火のような赤いランプがつくなどの選択ができるとういのです。

②できれば自動のものは避けた方がよい。

住宅の原風景を、私のような中高年が考えるとき、小さい頃に育った家の、便がよかったところよりも不便だったところを思い浮かべます。

これまで快適さを追求してきたわが国の住宅が次に求めるところは、不便さの追求（不便さを自分流に克服するか、不便さを自分流に改良していく）のような気がします。